

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正により、これまで国が一律に省令である移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「道路の移動等円滑化基準」という。）および移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。以下「特定公園施設の移動等円滑化基準」という。）で定めていた道路および特定公園施設の移動等円滑化基準を参酌し条例で定めることに伴い、滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正します。（施行予定日：公布日）

2. 条例の改正内容（道路の移動等円滑化基準）

県道のうち、特定道路の移動等円滑化のために必要な道路構造に関する技術的基準を条例で定めます。ただし、法律第10条第4項において、「特定道路以外の管理する道路についても、移動円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努める」との努力規定があります。

特定道路とは…

重点整備地区内の生活関連経路の道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国文大臣がその路線および区間を指定したものを。

(1) 県条例独自の規定

① 歩道等の車道等に対する高さについて、4センチメートルを標準とする規定とします。

（条例別表第1第1項第6号）

（現行基準：移動円滑化基準第8条）

歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とする規定となっています。

県の考え方

県では、移動等円滑化基準の範囲内で、運用ルールである「滋賀県歩道整備マニュアル」の規定に基づき県道の歩道等の整備を行っているため、この運用ルールの基準を条例化することとします。

- ② 横断歩道等に接続する分離帯の部分における構造について、車道部分との段差を2cmを標準とする規定等を定めます。(条例別表第1第1項第7号)

県の考え方

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則」(平成7年滋賀県規則第46号)で規定されている道路に関する整備基準のうち、横断歩道における中央分離帯の構造に関する規定(まちづくり条例施行規則別表第2第2項第7号「横断歩道における中央分離帯の部分は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。」)が、現行の移動等円滑化基準にないため、横断歩道等にかかる基準(移動円滑化基準第9条)と合わせて、段差および構造について条例で定めることとします。

- ③ 自動車駐車場に設ける便所内便房の出入口付近に、「かな、ローマ字、絵等による見やすい表示」の標識を設ける規定を定めます。(条例別表第1第5項第15号(ウ))

県の考え方

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則」の公園に関する整備基準に規定されている便所における表示規定が、現行省令の道路の移動等円滑化基準にないため、自動車駐車場に設ける便所の規定(移動等円滑化基準第31条第2項)を対象に、公園の条例の基準を準用して定めることとします。

(2)その他の規定

上記の項目以外の規定については、移動等円滑化基準と同一の基準で条例化することとします。

3. 条例の改正内容（特定公園施設の移動等円滑化基準）

特定公園施設の新築、増築または改築を行うときに適合させなければならない移動等円滑化に関する技術的基準を条例で定めます。

【特定公園施設】

- ・ 園路及び広場
- ・ 屋根付広場
- ・ 休憩所
- ・ 野外劇場
- ・ 野外音楽堂
- ・ 駐車場
- ・ 便所
- ・ 水飲場
- ・ 手洗場
- ・ 管理事務所
- ・ 掲示板
- ・ 標識

県の考え方

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則で規定されている基準と現行基準の規定内容を比較し、利用者にとって利用しやすい基準となるよう条例で定めます。

- ①現行基準のみで、規定されている項目 ⇒ 現行基準とおり
- ②まちづくり条例のみで、規定されている項目 ⇒ まちづくり条例基準とおり
- ③双方で規定されている項目 ⇒ 比較し、利用しやすい基準を採用

従前より上記のとおり整備を行っており、条例制定後も基準に変更はありません。

比較表 現行基準と比較し、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例基準を採用した箇所を抜粋(特定公園施設)

特定公園施設	項目	現行基準(都市公園移動等円滑化基準)	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例 (数字は別表第2の番号)	県の考え方
(園路及び広場)	第3条第1項 出入口		1-9(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第3条第1項 階段		1-2(4)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第3条第1項 傾斜路		1-5(3)イその前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第3条第1項 転落防止施設	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	3-2(2)視覚障害者の利用上必要な箇所には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。 1-5(4)排水溝を設ける場合は、溝ふたを設け、車いす使用者等の通行に支障のないものとする。	転落のみに限定している省令に、その他の必要な場所にも設置できるようにします。
(休憩所及び管理事務所)	第5条第1項 出入口	ニ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。	1-9(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	より具体的なまちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第5条第1項 カウンター	カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	3-6 受付カウンター等を設ける場合は、第1の20に定める構造とすること。 1-20 受付カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。	省令のただし書き規定を設けません。
(野外劇場及び野外音楽堂)	第6条第1項 出入口との通路	ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	3-2(2)視覚障害者の利用上必要な箇所には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。	転落のみに限定している省令に、その他の必要な場所にも設置できるようにします。
(駐車場)	第7条第1項 車いす使用者用 駐車場		ウ車いす使用者駐車施設から主要な園路までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
(便所)	第9条第1項 便房が設けられた便所		1-9(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第9条第2項 便房が設けられた便所の標識	出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。	3-9(2) (1)の案内板または3の便所における車いす使用者便房の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、第1の23の(3)(必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行うこと)に定める構造とすること。	より具体的なまちづくり条例と同じ規定を設けます。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、従前、国土交通省令で定められていた移動等円滑化のための道路の構造および特定公園施設の設置に関する基準を当該国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことから、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 題名を改めることとします。（題名関係）
- (2) この条例の趣旨について、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく、移動等円滑化のために必要な道路の構造および特定公園施設の設置に関する基準を定めることを追加することとします。（第1条関係）
- (3) この条例における主な用語の意義を定めることとします。（第2条関係）
- (4) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について定めることとします。（第3条、別表第1関係）
- (5) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について定めることとします。（第4条、別表第2関係）
- (6) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な<u>信号機等</u>に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、<u>法第2条第2号に規定する移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識および道路標示に関する基準</u>について定めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに掲げる信号機であることまたは当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断</p>	<p>滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な<u>道路の構造等</u>に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）<u>第10条第1項、第13条第1項および第36条第2項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準</u>について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、<u>法および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）ならびに滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第 号。以下「道路構造条例」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(道路の構造基準)</p> <p>第3条 <u>法第10条第1項の条例で定める基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(特定公園施設の設置基準)</p> <p>第4条 <u>法第13条第1項の条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この限りでない。</u></p> <p>(信号機に関する基準)</p> <p>第5条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに掲げる信号機であることまたは当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断</p>

を始めた法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 略

(2) 略

第3条 略

第4条 略

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

を始めた_____ 高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 略

(2) 略

第6条 略

第7条 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1第1項第1号の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同号の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道およびこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部または屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。

3 別表第1第1項第1号の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項第2号（イを除く。）の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を150センチメートルまで縮小することができる。

4 別表第1第2項第1号に規定する移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーターまたはエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を100センチメートルまで縮小することができる。

(新規)

5 地形の状況その他の特別の理由により、別表第1第1項第6号の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、当分の間、同号の規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における別表第1第1項第8号の規定の適用については、当分の間、同号中「200センチメートル」とあるのは、「100センチメートル」とする。

別表第1 (第3条関係)

道路の構造に関する基準

1 歩道等

(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けること。

(2) 有効幅員

ア 歩道の有効幅員（縁石、手すり、路上施設もしくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員または除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、道路構造条例第12条第3項に規定する幅員以上とすること。

イ 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第11条第2項に規定する幅員以上とすること。

ウ 歩道または自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員を定めるに当たっては、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮すること。

(3) 舗装

ア 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

(4) 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下

とすることができる。

(5) 歩道等と車道等の分離

ア 歩道等には、車道もしくは車道に接続する路肩がある場合における当該路肩（以下「車道等」という。）または自転車道に接続して縁石線を設けること。

イ 歩道等（車両乗入れ部（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分をいう。以下同じ。）および横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とすること。

ウ イの高さを定めるに当たっては、当該歩道等の構造および交通の状況ならびに沿道の土地利用の状況等を考慮すること。

エ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、または歩道等の車道等側に並木もしくは柵を設けること。

(6) 高さ

ア 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さの標準は、4センチメートルとすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

イ アの高さを定めるに当たっては、乗合自動車の停留所および車両乗入れ部の設置の状況等を考慮すること。

(7) 横断歩道に接続する歩道等または分離帯の部分

ア 横断歩道に接続する歩道等または分離帯の部分の縁端は、車道等の部分の縁端より高くすること。

イ アの縁端の段差の標準は、2センチメートルとすること。

ウ イの段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用する者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回することができる構造とすること。

(8) 第2号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち道路構造条例第27条第3項に規定する基準を満たす部分の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。

2 立体横断施設

(1) 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設で、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有するもの（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けること。

(2) 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

(3) 前号に定めるもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。

(4) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア かがの内法幅および内法奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造を有するもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、かごの内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。

ウ かごおよび昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。

エ かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかごおよび昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

オ かごおよび昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものはめ込まれていることにより、かご外からかご内を視覚的に確認することができる構造とすること。

カ かご内に手すりを設けること。

キ かごおよび昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設ける

こと。

ク かが内、かがが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ケ かが内、かがが到着する階ならびにかがおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ かが内および乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。

サ かが内に設ける操作盤および乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。

シ 乗降口に接続する歩道等または通路の部分の幅および奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。

ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内に、かがおよび昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(5) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

カ 2段式の手すりを両側に設けること。

キ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付

けること。

ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等または通路の部分との色の輝度の差が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

コ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

(6) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 上り専用のもつと下り専用のもつとをそれぞれ設置すること。

イ 階段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

ウ 昇降口において、3枚以上の階段が同一の平面上にある構造とすること。

エ 階段の端部とその周囲の部分との色の輝度の差が大きいこと等により階段の相互の境界を容易に識別することができるものとする。

オ くし板の端部と階段との色の輝度の差が大きいこと等によりくし板と階段との境界を容易に識別することができるものとする。

カ エスカレーターの上端および下端に近接する歩道等および通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

キ 階段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(7) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。

イ 縦断勾配および横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合または路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。

ウ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなさ

れたものとする。

エ 2段式の手すりを両側に設けること。

オ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 通路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(8) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、150センチメートル以上とする。

イ 2段式の手すりを両側に設けること。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

カ 高さが300センチメートルを超える階段にあつては、その途中に踊場を設けること。

キ 踊場の踏幅は、直階段の場合にあつては120センチメートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員以上とする。

ク 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

ケ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

コ 階段の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

サ 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

3 乗合自動車の停留所

(1) 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さの標準は、15センチメートルとすること。

(2) 乗合自動車の停留所には、ベンチおよびその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設がある場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4 路面電車の停留場等

(1) 路面電車の停留場の乗降場は、次に掲げる基準に適合するものとする

ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては200センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては150センチメートル以上とすること。

イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り段差を設けないようにすること。

ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。

エ 横断勾配の標準は、1パーセントとすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

カ 乗降場は、縁石線により区画し、その車道側に柵を設けること。

キ 乗降場には、ベンチおよびその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 路面電車の停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けること。

(3) 傾斜路の勾配は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

イ 横断勾配は、設けないこと。

(4) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分における軌条面と道路面との高

低差は、できる限り小さくすること。

5 自動車駐車場

- (1) 自動車駐車場には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けること。
- (2) 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場において駐車することができる台数（以下「駐車台数」という。）が200台以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数に相当する数以上とし、駐車台数が200台を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に相当する数に2を加えた数以上とすること。
- (3) 障害者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - ア 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - イ 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - ウ 障害者用駐車施設またはその付近に、障害者用駐車施設の表示をすること。
- (4) 自動車駐車場の自動車の出入口または障害者用駐車施設を設ける際には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 障害者用停車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - ア 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - イ 車両への乗降のために供する部分の幅および奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。
 - ウ 障害者用停車施設またはその付近に、障害者用停車施設の表示をすること。
- (6) 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
 - ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の幅は、120セン

チメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする当該自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(7) 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

(8) 自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

(9) 前号のエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 1以上のエレベーターは、障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口に近接して設けること。

イ 第2項第4号アからエまで（アのエレベーターにあつては、同号アからスまで）に掲げる基準に適合するものとする。

(10) 第2項第5号の規定は第8号ただし書の傾斜路について、同項第8号の規定は自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について、それぞれ準用する。

(11) 屋外に設ける自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設および第7号に規定する通路には、屋根を設けること。

(12) 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他こ

れらに類する小便器を設けること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

エ 便所の出入口付近に、男子用および女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）ならびに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(13) 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

ア 便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。

(14) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 第7号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 自動的に開閉する構造その他的高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(15) 第13号アの便房は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けな

いこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する標識を設けること。

ウ イの標識は、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示とすること。

エ 腰掛便座および手すりを設けること。

オ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

(16) 第14号イ(ア)および(エ)ならびにウの規定は、前号の便房について準用する。

(17) 第14号(イ(ウ)を除く。)および第15号(アを除く。)の規定は、第13号イの便所について準用する。この場合において、第15号イ中「便房」とあるのは、「便所」と読み替えるものとする。

6 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設およびエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。

(2) 前号の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。

(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場の乗降場および自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロック(視覚障害者に対する誘導または段差の存在等の警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下同じ。)を敷設すること。

(4) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度の差が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックを容易に識別することができる色とすること。

(5) 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備

を設けること。

(6) 歩道等には、適当な間隔でベンチおよびその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替する施設がある場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(7) 歩道等および立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等および立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(8) 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場および自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場および自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(9) 歩道等および立体横断施設には、積雪または凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所に、融雪施設、流雪溝または雪覆工を設けること。

別表第2（第4条関係）

特定公園施設の設置に関する基準

1 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する園路および広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

カ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

(2) 通路は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

(3) 階段は、次に掲げるとおりとすること。

ア 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

オ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の差が大きいこと等によ

り段を容易に識別することができるものとする。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

キ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路(階段または段差に代わり、またはこれに併設するものに限る。)

は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段または段差に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

カ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ク 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路の部分との色の輝度の差が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所その他必要な場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他高齢者、障害者等の転落を防止するために必要な設備を設けること。

(7) 次項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上および主要な公園施設に接続していること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 出入口は、次に掲げるとおりとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

3 休憩所および管理事務所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとする。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 自動的に開閉する構造その他的高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。

ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに掲げる基準に適合するものとする。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上」とあるのは、「管理事務所」と読み替えるものとする。

4 野外劇場および野外音楽堂

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口は、第2項第1号に掲げる基準に適合するものとする。

イ 出入口とウに規定する車椅子使用者用観覧スペースおよびオの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるとおりとする。

(7) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

(4) (7)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(7) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所その他必要な場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の

転落を防止するために必要な設備を設けること。

ウ 野外劇場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

エ 車椅子使用者用観覧スペースの数は、野外劇場の収容定員の数が200以下の場合にあっては当該収容定員の数に50分の1を乗じて得た数以上とし、収容定員の数が200を超える場合にあっては当該収容定員の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。

オ 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに掲げる基準に適合するものとする。

(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するために必要な設備を設けること。

(3) 前2号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

5 駐車場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、障害者駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(2) 障害者駐車施設の数は、当該駐車場における駐車台数が200台以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数に相当する数以上とし、駐車台数が200台を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に相当する数に2を加えた数以上とすること。

(3) 障害者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 主要な園路までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

イ 幅は、350センチメートル以上とすること。

ウ 障害者用駐車施設またはその付近に、障害者用駐車施設の表示をすること。

6 便所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器。(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

ア 便所(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。

(3) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。

(4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(4) 第2号アの便房は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する標識を設けること。

ウ イの標識は、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示とすること。

エ 腰掛便座および手すりを設けること。

オ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

(5) 第3号ア(7)および(4)ならびにイの規定は、前号の便房について準用する。

(6) 第3号(ア(エ)を除く。)および第4号(アを除く。)の規定は、第2号イの便所について準用する。この場合において、第4号イ中「便房」とあるのは、「便所」と読み替えるものとする。

7 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する水飲場または手洗場を設ける場合は、それぞれそのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

8 掲示板および標識

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する掲示板および標識は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

イ 当該掲示板および標識に表示された内容が容易に識別することができるものとする。

(2) 前各項の特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1項の園路および広場の出入口の付近に設けること。